

確認申請書（第二面）【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

上記が必要な建築物について

有限会社アーバン建築確認検査機関

代表取締役 高坂 博文

確認済証の交付前までに下記の書類を提出して下さい（各一部）

1. 適合判定通知書
2. 計画書 第一面～第三面・第五面
3. 設計内容説明書
4. 支援ツールによる計算結果
5. 入力シートによる入力内容の一覧
⇒ すべての入力シート
6. 入力シートに記載された機器の名称の品番が確認できるもの
⇒ C～Iまで
7. その他アーバンが求めるもの
⇒ 上記提出後の不明な点がある場合

※完了時には別途、監理報告書の提出をお願いいたします（別書式1）